審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号
手続名	信用供与等限度額を超える特例の承認（加工協）	根拠条項	第９６条第１項（第１１条の１４第１項ただし書準用）

審査基準	水産業協同組合法施行令（平成５年政令第 328 号）第１０条第１５項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成５年大蔵省・農林水産省令第２号）第１６条第１項の規定によることとする。

受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	１月	目次No.	１３０
						標準経由期間	日		